

**フーズガーデン玉浦 食彩館の届出概要について**  
**(法第5条第1項 新設)**

- 1 届出者 株式会社伊藤チェーン
- 2 届出年月日 平成26年10月17日
- 3 店舗の名称 フーズガーデン玉浦 食彩館
- 4 店舗設置者 株式会社伊藤チェーン
- 5 店舗所在地 岩沼市玉浦西四丁目1番1号
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社伊藤チェーン	2,649㎡	食料品, 日用雑貨, 酒類等
未定	729㎡	未定

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成27年6月18日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 204 台 (指針による必要台数: 157台)
  - (2) 駐輪場の収容台数 112 台 (指針による参考台数: 97台)
  - (3) 荷さばき施設の面積 200.00㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 46.0㎡ (指針による必要容量: 21.0㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻 (開店時刻) 午前8時 (閉店時刻) 午後9時
  - (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の出入口の数 4箇所
  - (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
  - ・公告年月日 平成26年10月29日
  - ・縦覧期間 公告の日から平成27年3月2日まで (公告の日から4か月間)
  - ・地元説明会 平成26年12月9日
  - ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成27年3月23日
  - ・市町村等からの意見書提出期限 平成27年3月2日 (公告の日から4か月以内)
  - ・県の意見の通知期限 平成27年6月17日 (届出の日から8か月以内)

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社イトーチェーン	
届 出 年 月 日	平成26年10月17日	
店 舗 名 称	フーズガーデン玉浦 食彩館	
所 在 地	岩沼市玉浦西四丁目1番1号	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	

## 住民説明会の実施状況

開催日時	(1) 平成26年12月9日(月) 午後4時00分から午後4時30分まで (2) 平成26年12月9日(月) 午後6時30分から午後7時00分まで
開催場所	玉浦公民館
出席人数	(1) 8人 (2) 3人

質問事項	回答内容
なし	なし

## 岩沼市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
<b>■交通関係</b>	
休日や繁忙期等で混雑が予想されるときは、渋滞対策として誘導表示や交通整理員の配置等、交通事故防止に配慮した取組を実施すること。	ご指摘の通り、上記の取組みを実施します。 →県の意見は不要
近隣には玉浦小学校や玉浦中学校が所在することから、特に児童・生徒等に対する交通安全対策に万全を期すこと。	ご指摘の通り、児童・生徒等に対する交通安全対策を十分検討します。 →県の意見は不要
<b>■その他について</b>	
万引き防止策を実施すること。	ご指摘の通り、万引き防止策を実施します。 →指針の対象外
閉店後の駐車場等が、未成年者等の溜まり場にならないよう、徹底した施設管理に努めること。	ご指摘の通り、徹底した施設管理に努めます。 →指針の対象外
未成年者への酒・たばこの販売防止に努め、休憩場所や飲食コーナーにおける未成年者の禁酒・禁煙措置を講じること。	ご指摘の通り、未成年者への酒・たばこの販売防止に努め、休憩場所や飲食コーナーにおける未成年者の禁酒・禁煙措置を講じます。 →指針の対象外
従業員採用の際は、地元雇用の促進に配慮すること。	ご指摘の通り、地元雇用の促進に配慮します。 →指針の対象外
大規模災害発生時において、物資の協力や駐車場を避難場所として開放する等、協力をお願いします。	ご指摘の通り、大規模災害発生時において、物資の協力や駐車場を避難場所として開放する等、可能な限り協力します。 →指針の対象外

## 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<b>■</b>	
なし	なし